

ご相談対象の方

舞鶴市の保育所・幼稚園・学校などに通っている方。(その他の地域の方についてはご相談に応じます)

ご利用の流れ

- ①保護者の方から、地域療育支援室へ相談してください。その後、支援員からの説明があります。(予約制)
- ②サービス等利用計画書を作成するため、訪問担当者による聞き取りがあります。
- ③市町村による支給が決定し、「通所受給者証」が発行されます。
- ④保護者の方と療育センターとで「事業利用計画書」を作成します。
- ⑤保護者の方から、保育所・幼稚園・学校等へ連携を依頼していただきます。
- ⑥訪問支援員が、訪問先との連絡・調整をします。
- ⑦訪問支援を開始します。

ご利用料金

障がい児通所給付費の対象となる利用者負担額になります。
詳細につきましては市町村にお問い合わせください。

アクセス・お問い合わせ



京都府立舞鶴こども療育センター

地域療育支援室

T625-0052 舞鶴市字行永2410番地37

☎ 0773-63-4865 (代表)
☎ 0773-63-4866
FAX 0773-63-4867

URL <http://maizuru-ryouiku.jp>

京都府立 舞鶴こども療育センター

ひとつひとつを「つなぐ」

保育所等訪問支援



こんな相談お受けします!

落ち着く場所がほしい
お友達とうまく遊べない
じっとするのが苦手
言いたいことがうまく伝わらない
もっと上手に体を動かしたい



初めて担当する子どもたちへの接し方がわからない…
新たな活動を導入するときのコツを知りたい!!



学校や保育所など実際の場面で支援の方法を検討していきます

保育所等訪問支援とは



保育所等訪問支援は、療育の専門職（心理担当職員、理学療法士などの医療専門職）が保育所や学校など日常活動の場を訪問して、子どもがのびのび力を発揮することができるよう、現場担当スタッフとともに接し方や環境整備などについて検討・支援を行います

具体的にどんなことをするの？

★訪問支援員が保護者や担任などから聞き取りを行い、ニーズの把握、情報の共有を行います。また、日程や見学方法などについて検討させていただきます。



★日常生活におけるお子さんの様子を見学させていただきます。
★お子さんに合った支援や目標を考えます。また、取り組み方についてもひとりひとりにあった方法を考えます。



★定期的に訪問させていただき、お子さんの様子や、支援目標の評価、取り組み方法の検討を行います。

